

## (1)理念（目指すべき将来像）

## 住み慣れた地域において住民自らが創り上げる『福祉コミュニティ』の確立

住み慣れた家・地域において、家族や地域での「ふれあい」や「つながり」を大切にしながら、いつまでも安心して暮らし続けることは、誰もの共通した願いです。高齢で介護が必要となっても、病気や障がいがあっても、さらには病気や障がい等の程度に応じた高度・専門的なケアを受けながらも、住み慣れた家（在宅）・地域において、個人として尊重されながら、これまでと変わらない「その人らしい安心のある自立した生活・人生」を送ることが望まれています。これは、個々の「生活の質」が問われているともいえます。

このためには、家（在宅）・地域での生活を支える地域の医療・保健・福祉・介護機関等による制度化されたサービスに加えて、地域での支え合いによる制度の外にある福祉サービスが整備・充実され、一人ひとりのニーズに沿った制度及び制度外のサービスが包括的かつ継続的に提供される『地域包括ケア体制（システム）』の構築が不可欠です。

地域での支え合いによる福祉サービスは、単なるサービスやケア、困ったことの解決にとどまらず、地域において人と人との「ふれあい」や「つながり」の中で生まれるものです。それは『心』が「ふれあう」「つながる」ことによる住民同士の「絆」や「つながり」を深め強める営みであり、「生活の質」の向上のみならず、支え、支えられる双方の喜びや生きがいといった、その地域で暮らし続ける意義をも深めるものと考えます。

本計画では、『住み慣れた地域において』いつまでも安心して暮らし続けるため、さらには、一人ひとりの「生活の質」の維持と向上を目指して、『住民自らが創り上げる』支え、支えられる「共助」の社会実現 - 『福祉コミュニティの確立』を理念として掲げます。

参考：市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（1人ひとりの地域住民への訴え）平成14年1月28日・社会保障審議会福祉部会（国策定指針）から抜粋

「今こそ、共に生きるまちづくりの精神を発揮し、人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、生活者としてそれぞれの地域で誰もがその人らしい安心で充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉（地域福祉）の推進に努める必要がある。」

「この際、1人ひとりの地域住民に対して、社会福祉を限られた社会的弱者に対するサービスとしてではなく、身近な日々の暮らしの場である地域社会での多様な人々の多様な生活課題に地域全体で取り組む仕組みとしてとらえなおし、地域住民としてこれらの多様な生活課題に目を向け自発的、積極的に取り組んでいただけるよう訴えたい。」

参考：「地域における『新たな支え合い』を求めて」（住民と行政の協働による新しい福祉）平成20年3月31日・これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告から抜粋

「公的な福祉サービスは分野ごとに発展してきたが、制度の谷間にあって対応できない問題があるほか、住民の多様なニーズについて、全て公的な福祉サービスで対応することは不可能であり、また、適切でないことも明らかになってきている。」

「地域は、隣人たちとの社会的な関係の中で、それぞれの住民が自分らしい生き方を実現していく場であり、歳をとっても、障がいがあっても、住み慣れた地域で自分らしい生き方を全うできることが、その人の尊厳を支えることになる。その意味で、地域の生活課題に取り組むことは、取り組む側にとって自己実現につながるだけでなく、支援される者にとっても地域で自己を実現し、尊厳ある生活が可能となるものである。」

理念の実現に向けての基本となる施策として、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、民生委員をはじめ県内の医療・保健・福祉・介護関係機関・団体との連携のもと、住民自らによる地域での支え合いによる制度外サービスの計画的な整備・充実を支援するため「支え合いの地域力を高める『環境づくり』」、支え合い活動をはじめ、特に緊急の課題である介護人材など福祉に携わる専門人材の確保と育成などに取り組む「地域福祉を担う『人づくり』」、社会福祉事業者による良質な福祉サービスの安定的な提供体制を整備・支援し、もって、利用者の利益保護に資するための「地域福祉サービスの『基盤づくり』」の3つを、基本施策として掲げます。

また、3つの基本施策の推進のため9つの施策を掲げるとともに、9施策を21の細施策・事業に分け、21の細施策・事業毎に現状と課題を分析のうえ、県としての今後の取り組み方針等を設定しました。

なお、この9施策は、第2章の(3)「本県地域福祉の推進現況」にて整理した本県地域福祉推進にあたっての9課題にも対応し、さらには社会福祉法と国策定指針で盛り込むべきとされた施策項目とも整合するものとなっています。（P4参照）

## (2) 施策体系

### 理念（目指すべき将来像）

住み慣れた地域において住民自らが創り上げる『福祉コミュニティ』の確立

### 1 支え合いの地域力を高める「環境づくり」

#### (1) 市町村地域福祉計画の策定・実践支援

制度外サービスの整備・充実に向けた実効性の高い市町村計画の策定・実践への支援

#### (2) 地域での支え合い活動の発展支援

市町村計画の実践としての地域での支え合い活動団体の設立・発展への支援  
最も身近な地域福祉の担い手・民生委員の活動推進  
県ボランティアセンターにおける各種情報提供及びマッチング支援

#### (3) 社協機能の強化支援

本県地域福祉推進の中核的団体としての県社会福祉協議会の機能強化に向けた支援

### 2 地域福祉を担う「人づくり」

#### (1) 支え合う福祉の「心」の醸成

各種フォーラムなど機会を捉えた地域での支え合い意識の高揚  
地域ぐるみによる福祉学習の展開促進

#### (2) 地域での支え合いを担う人材の育成

福祉活動指導員・福祉活動専門員のコーディネート力等向上に向けた支援  
県ボランティアセンターにおけるボランティアコーディネーター研修支援  
支え合い活動を担うリーダー等の発掘・育成支援

#### (3) 福祉を担う人材の確保・資質の向上

福祉人材の安定した確保支援  
福祉従事者への体系的・実践的な研修等による資質の向上  
民生委員の活動強化に向けた各種研修会等の開催  
子育てマイスターの確保・養成

### 3 地域福祉サービスの「基盤づくり」

#### (1) 福祉サービスの質の向上支援

社会福祉事業者による福祉サービス第三者評価の受審促進  
利用者の声を的確に反映させたバリアフリー製品の製品化支援  
社会福祉法人等の事業経営への支援

#### (2) 専門的相談機関の充実及び広域的・重層的な相談対応ネットワークの整備

身体・知的障害者更生相談所、子ども相談センター等専門的相談機関の機能強化  
福祉総合相談センターを中核とした広域的・重層的な相談対応ネットワークの整備

#### (3) 福祉サービス利用者の権利・利益の保護

判断能力が不十分な方の財産・権利の擁護支援  
福祉サービスに関する苦情を適切・円滑に解決する体制整備

### (3) 推進体制

各施策の策定にあたっては、国が示す要綱や指針等により規定された役割や責任分担などにもとづき、その一層の明確化による効果的・効率的な推進体制の整備を図ることとしました。

特に、制度外サービスの整備・充実に関する各施策については、次のとおり県と市町村をはじめ各主体間の役割や責任分担（県による市町村等に対する支援方針）を一層明確にし、その施策の推進体制を整備することとしました。

#### [ 制度外サービス整備・充実に向けた各主体の役割（県による市町村等に対する支援方針等） ]

地域住民の一人ひとりには、地域における福祉課題を認識し、これに向き合いながら支え合いによる解決方法を考え、行動（制度外サービスの提供活動）していくことが求められています。

また、地域内の各活動団体、民生委員等は、相互に連携し、補い合いながら、その活動を発展させていくことが必要です。

近年の福祉制度の改革により、住民への福祉サービスの提供については市町村中心主義が確立しています。

制度外サービスについても、市町村は、市町村社会福祉協議会と連携し、住民参加の仕組みをはじめ地域での支え合い活動の活発化に繋がる効果的な市町村地域福祉計画の策定のもと、計画的な整備・充実に向け、コーディネーター（市町村社会福祉協議会・福祉活動専門員）や拠点など住民活動に必要な環境・活動基盤を整備していく役割を担います。

市町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり（社会福祉法第 109 条）、地域内の関係機関・団体の連携・協働の要として、活動団体の組織化をコーディネートするとともに、各種団体が継続・発展した活動が展開できるよう、その支援を行います。

地域の医療・保健・福祉・介護の実施機関は、保有する専門知識・技術、施設などの資源を活用し、住民活動を支援する役割が求められています。

提供する介護保険など制度化されたサービスの充実を図るとともに、制度及び制度外サービスが包括的かつ継続的に提供される「地域包括ケア体制（システム）」の構築に向け、一層の連携・ネットワーク化が必要です。

県は、県社会福祉協議会とともに、制度外サービスの整備・充実に取り組む市町村、市町村社会福祉協議会に対し、広域的な地方公共団体として、モデル事業や情報提供などによる先駆的・先進的事例の普及促進、人材養成などの後方支援（バックアップ）の役割を担います。

県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会や県をはじめ、県内の関係機関の連携・ネットワークの中核として、地域福祉推進に関する本県のシンクタンク機能や人材養成、市町村社会福祉協議会等に対する支援施策の実施機関としての役割を担います。